# あきる野市地域生活支援拠点等整備検討委員会（第５回）

１　日　時　令和６年１２月１６日（月）　午前１０時３０分～正午

２　会　場　あきる野市役所　５０４会議室

３　議　事

対象者の定義づけ等について

４　会議録（概要）

対象者の定義づけ等について

（１）第４回の検討委員会における意見等

・事務局より資料に基づき説明

・質疑応答、意見　なし

（２）定義づけについて

ア　緊急時の定義に関するイメージ

・事務局より資料に基づき説明

・質疑応答、意見

（委　員）緊急時のイメージの共有ができた。これまでの会議では虐待との住み分け等の意見があったため、除外する項目の中にそれらを記述しても良いのではないか。

（委　員）虐待についてはすでに支援が展開されており、拠点機能における緊急時のイメージから切り分けても問題はないように思う。国の方針では拠点機能に地域移行が含まれていたため、今回の登録者の取り扱いを確認したい。

（事務局）地域移行は計画的に支援を組み立てるため、緊急時に含めることは想定していない。基本方針において、拠点の５つの機能のうち相談と緊急時の受入れ・対応から優先的に整備することを掲げている。地域移行は体験の機会・場の機能に含まれるため、今後の事業推進の中で検討したい。

（委　員）承知した。今回の定義は、あくまで緊急時を想定するものとして検討する。

（委　員）他の委員から意見があったように、虐待の除外を追記できると良いだろう。

（委　員）虐待のケースであっても拠点機能を使う場合もあるため検討が必要なのではないか。イメージ段階ではあるが、緊急という状況における時間的制約の取扱いについて検討が必要だと思う。

（委　員）イメージ案は広く捉えられるので妥当と考える。実際の運用では緊急時の枠組みはある程度状況に応じた判断になるだろう。

（委　員）登録については、どのような人が利用できるのかを市民にわかりやすく伝えることが必要だと思う。

（委　員）イメージそのものは良いと思う。緊急性としての時間的制約は障害者虐待防止法と同様の扱いになるだろう。

（委　員）緊急の定義を考える時、状況的基準としての介護者の不在、時間的基準としての即時性、対象者の状態像としての状況の３点が必要と考える。事務局が提示したイメージにはこの３点が網羅されており異論はない。緊急という時間的な観点をどのように示していくか、今後の推進の中で見直していけると良い。

イ　対象者の定義づけ

・事務局より資料に基づき説明

・質疑応答、意見

（委　員）全世帯が拠点機能を伝えることが理想であるため、第２案が良いのではないか。ただし運用においては対象者の枠を設けることも必要であろう。

（委　員）定義の中で暫定登録の活用についての記述も必要になるのではないか。

（事務局）暫定登録は緊急事態が発生した際、一時的に登録とみなす位置づけであるため、事前登録の定義に含めることは想定していない。

（委　員）承知した。あくまで事前登録の対象者としての定義を検討する。

（委　員）介護者の持病等、数ヶ月後の入院が見込まれる場合には登録し、突発的に倒れてしまった等の事態が生じた場合には暫定登録になるような流れになるだろう。会議の運営等を含め、コーディネーターの負担を考慮した検討ができると良い。

（事務局）整備済み自治体では暫定登録として支援を行った対象者は、その後の状況に応じ登録の可否を判断するとのことであった。本市においても継続的な支援の必要性に基づく検討をしたいと思う。

（委　員）第３案がわかりやすいように思う。緊急時のイメージとして大規模災害を除外するのであれば、対象者の定義における示し方を検討できると良い。登録者については名簿を作成しモニタリングを行っていく等、実務としてどのような運用をしていくかが大切だと考える。

（委　員）第１案は基準が明確でわかりやすく、第２案は対象の間口を広く設定している印象がある。両者を合わせた第３案が妥当ではないか。

（委　員）第１案と第２案の主旨は同一であるが、細分化している点に違いがある。主旨が同一で表現が異なるということであれば、見た人がわかりやすいものは第２案だろう。ただし運用の幅が広がりすぎることを避けるため、内規を定めている第３案が良いと思う。

（委　員）対象を広く捉えることは必要であると思う。ただし書きにある「拠点以外の

制度による支援が優先される方」というのは、登録した上で判断するのか、それとも登録そのものを行わないのかを確認したい。

（事務局）他の制度に繋ぐことで問題が解決する場合には登録の必要はないが、その窓口に繋ぐだけでなく拠点機能として継続的な支援が必要であるとの意見が出るような事案については登録が見込まれる。

（委　員）定義について細かな基準があることで、登録したいと思っても自分は対象にならないのではないかと引き下がってしまうことがあるのではないか。公開する定義については簡単に書いてある方が望ましいように思う。

（委　員）公開する定義をどの程度まで示すかにもよるが、公開する定義と内規を検討しても良いだろう。

（委　員）第３案が良いのではないか。ただし“障がいのある方の行動上の特性などにより”という記述について、障害を環境との関係で捉えようという流れがある中、本人の行動上の問題だけを取り上げることに違和感がある。障害の特性を理由にするのではなく、環境の問題を視野に入れつつ、主旨が曖昧にならないような工夫ができればと思う。

（委　員）改めて“障がいのある方の”という表現を加えず、“行動上の特性”という表記のみにすることで印象も変わるのではないか。

（委　員）障害が環境との調整の中で生じるとの考えに基づき、行動は適切な環境を整備できていない支援者側の問題として捉える必要があるのではないか。ただし表現を削除することで主旨が曖昧になる場合もあるため慎重に検討したい。事業に関連する定義として公に出すことを踏まえ、適切な表現にしていきたい。

（事務局）市としても受取り側の気持ちを考え、表現の仕方を注意しなければならないと考えている。

（委　員）国の資料等において、これまで“障害特性”と表現されてきたものが“特性”という表現に変更された。また、個々の学習スタイルをどのように理解していくかという視点も重要である。これらは特性を指しており、医学的モデルではなく社会モデルの視点で捉えるものである。

（委　員）ヘルパーの人材不足等、社会的問題の要因も大きいが、通常のサービスを組み立てても生活の困難が解消されない人が本事業の対象になるだろう。また、家族が面倒を見ることが前提のように読み取れてしまう点について表現の工夫ができればと思う。

（委　員）具体例がある第３案がわかりやすいと思う。しかし具体例によって考えやイメージがひっぱられてしまうため、運用上の内規をわけることが望ましいのではないか。

（事務局）最終的には個別に判断していくことになるが、円滑な事業運営に向け、どのような考えのもとで判断に至ったのかを説明できるような基準を設けたい。

（委　員）単身生活もしくは介護者がいる場合であっても対象になることを表現出来ればと思う。

（委　員）その人の行動上の問題で自宅で過ごせないというのではなく、環境的な要因で介護者がいても在宅での生活が困難であるということが伝わる表現が望ましいのではないか。

（委　員）環境的な要因で介護者がいても在宅での生活が困難であることを強調するとの意見に賛同する。ただし地域生活支援拠点は障がいがある人が利用することが前提の制度であるが、その前提があるからといって障害という単語を定義の全てから外してしまうことに問題はないのだろうか。読み手に誤解を与えうるのであれば再考が必要と考える。

（委　員）ここまでの意見をまとめたい。第３案を元に表現の再検討をしていくということで良いだろうか。ただし第３案については、「障がいのある方の行動上の特性」との表現から「障害のある方の」を削除するとの意見、「単身生活、もしくは介護者はいるが」との限定的にとれる部分を修正する意見があがっている。

（委　員）行動上の特性が問題で生活できないのではなく、環境的な要因があり本人のせいで在宅で過ごせなくなったと取れるような表現は避けたいと思う。

（委　員）本人の行動上の特性と環境要因のミスマッチにより在宅での生活を継続することに困難が生じる。そこに何が関係しているのかを多少なりとも示すことが必要と考える。

（事務局）拠点の位置づけや対象者が曖昧になることを避けるため、障害という記述を残すことができればと思う。そのため障がいがある方との表現を特性にかけるのではなく、記述の冒頭とするのは委員の意見に反するのかを確認したい。「障がいのある方が単身生活、もしくは介護者はいるが、行動上の特性などにより」という表現では問題があるだろうか。

（委　員）障害という表現がない場合、対象が児童なのか高齢者なのか伝わりにくくなることが懸念される。その先の文章を読むことで障害を読み取れたとしても、わかりやすさは重視したい。

（委　員）問題行動に着目されてしまいがちであるが、氷山モデルでは水面上に現れた行動ではなく、水面下にある特性と環境のミスマッチという行動の背景こそが大切であることを掲げている。この観点に基づき、特性という表現は残したいと思う。

（委　員）行動上の特性だけでは、本人の問題で自宅等で過ごせないと受け取られかねない。市民に誤解のないよう、環境と特性の両方の表現ができると良い。

（委　員）家族が面倒を見ることが前提のように読み取れてしまう点について表現の工夫ができればと思う。

（委　員）地域生活支援拠点の趣旨が曖昧になることを避けるため、表現を修正する場合にもどこかに障害というキーワードは入れておきたい。

（委　員）行動上の特性という言葉を残した場合にも、その後の文章で環境調整が難しく在宅での生活を継続することが困難な状態になる等、環境調整の難しさを表現に加えることで両方の意味合いが伝わる可能性が高まるのではないか。

（委　員）第３案を「環境としての家族等の状況」と「本人の状況」とした場合、具体例

の提示の順等の再考が必要なのではないか。

（委　員）同じく、具体例の提示の順については見直しが必要と考える。介護者の状況と本人の状況の２軸で考える上で、状況の記述をどのように分けるのかについても整理したい。なお、主語として障がいのある方との表現は残した方が良いだろう。

（委　員）具体例の提示の順の見直しに加え、家族の状況について、親類までを含めた表現が必要であるかについても再考を希望する。

（事務局）ここまでの意見を踏まえ定義を再構築し、次回の会議で改めて意見を求めたい。

（委　員）ここまでの意見をまとめる。①定義については第３案を元に検討すること、②第３案のうち具体例の提示の順を見直すこと、③第３案の主語として「障がいのある方の」との表現を記述すること、④特性の表現だけでなく環境調整という表現を加えるとの意見があった。意見に基づき事務局で検討し、次回の会議での確認とする。

５　閉　会